

■ 事業1-2 広域的な路線バスの再編・見直しの実施

(実施主体:バス事業者、県、市町村)

- ・ 広域路線バス(地域間幹線系統)の確保・維持に向けて、課題の大きい路線を対象として、一定の利用が見込めること(利便性向上、輸送量の維持等)と、効率的な運行であること(平均乗車密度の増加等)のバランスがとれた運行内容に再編・見直しを実施します。
- ・ 再編・見直しに当たっては、各路線の現状・課題を踏まえつつ、下記の考え方に基づいて実施します。また、地域公共交通特定事業(地域公共交通利便増進事業)の活用を検討します。

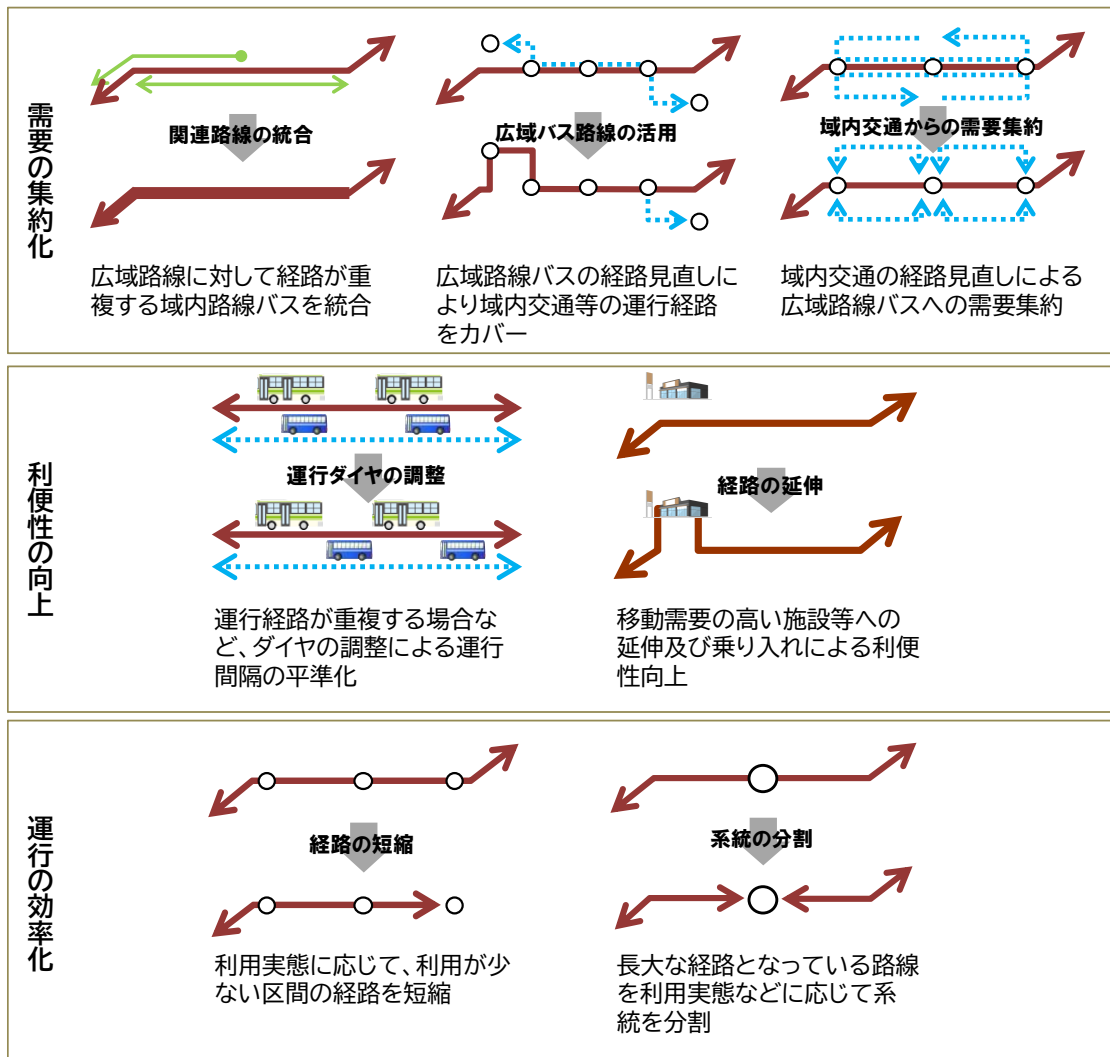
■ 地域公共交通利便増進事業の概要

地域公共交通の利用者の利便を増進するための路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額乗り放題運賃の設置等を行う事業

【再編・見直しの基本的な考え方】

需要の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 並行・重複する路線等に分散している利用を束ねて集約化する ○ 各種送迎バス(病院送迎バス、通学用バス等)を統合することで混乗を推進する ○ 交通拠点で域内交通と接続させる
利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な移動需要が見込まれる施設や、住宅地等を経由するルートに見直しして需要を取り込む ○ 運行間隔の平準化等により平均待ち時間の短縮や分かりやすさの向上を図る
運行の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用の少ない路線・区間を見直して効率化する ○ 利用に見合った適正なサービス水準に見直しして効率化する

■ 再編・見直しのイメージ



■ 事業1-3 鉄道の適切な確保・維持に向けた設備整備等の実施

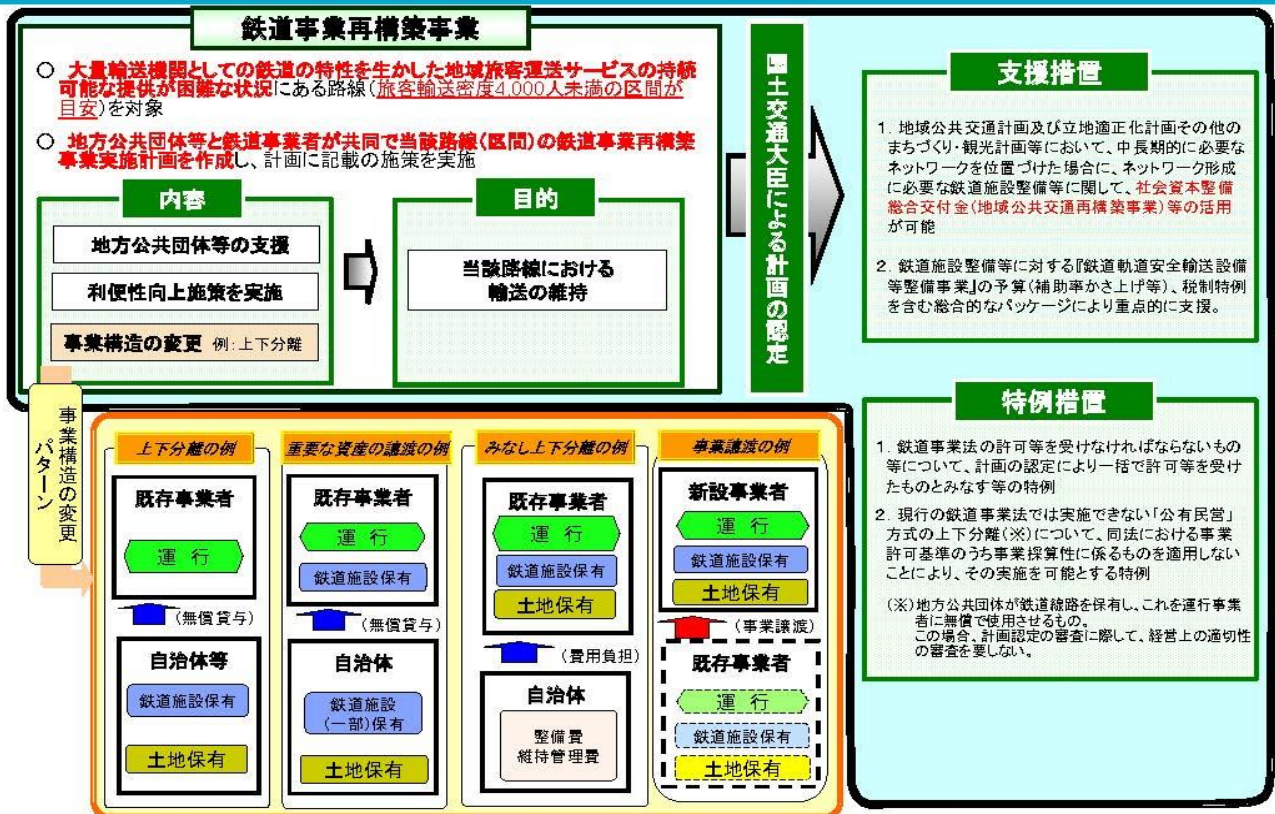
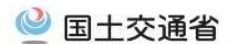
(実施主体:鉄道事業者、県、市町村)

- ・ 鉄道の確保・維持に向けて、各鉄道の利活用を推進するとともに、鉄道とバスネットワークの連携強化や、鉄道の安全性の向上に資する設備整備を計画的に実施します。
- ・ なお、設備整備に当たっては、JR只見線の会津川口駅～只見駅区間が上下分離されていることに加え、会津鉄道会津線についても、鉄道軌道輸送対策事業費補助金・経営安定化補助金を交付しており、実質的に上下分離(みなし上下分離)されている状況にあることから、沿線地域住民等の意向も確認しながら、鉄道の高度利用に向けて地域公共交通特定事業(鉄道事業再構築事業)の活用を検討します。

■ 鉄道事業再構築事業の概要

大量輸送機関としての鉄道の特性を活かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な路線(全部又は一部の区間)を対象に、地方公共団体等の支援を受けつつ事業構造の変更を行うとともに、利用者利便の確保を図る事業

鉄道事業再構築事業の概要(令和5年法改正後)



出典:国土交通省資料

■ 事業1-4 高速バスの適切な確保・維持に向けた検討

(実施主体:バス事業者、県、市町村)

- ・ 高速バスについて、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大時のように、急激な利用者減少により事業継続が困難となるおそれがある等緊急時において、支援が必要であると認められる場合には、国の財源を活用するなどして支援を検討します。